

## 居宅介護支援重要事項説明書（平成24年介護報酬改定版）

### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担当

電話 0581-22-6003

※ ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

### 2. 事業所の概要

#### (1) 事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人同朋会 同朋会在宅介護支援センター
所在地	岐阜県山県市大桑3615番地1
介護保険事業所番号	2170800037
サービス提供地域	山県市・岐阜市長良川以北

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

#### (2) 事業所の職員体制（平成24年4月1日現在）

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員 社会福祉士	1名		管理 介護支援	1名
介護支援専門員	看護師 社会福祉士 介護福祉士	3名		介護支援	3名

#### (3) 営業日時〈サービス提供時間帯〉

月～金	午前8時45分～午後5時45分
-----	-----------------

祝日、土・日曜日および12月29日から1月3日までは休業とします。

電話受付は24時間365日実施。

### 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

#### (1) 契約の締結

お電話でお申し込みください。担当者が説明にお伺いいたします。当事業所にケアプラン作成について相談することでご了解いただけましたら、契約書を取り交わします。

#### (2) 居宅サービス計画の作成

利用者の方やご家族よりお話を伺い、解決すべき課題を明らかにします。必要があれば関わっている居宅サービス担当者等にもお聞きし、できるだけ正しい情報収集に努めます。課題を

解決するための居宅サービス計画の原案を作成し、適正かつ公平中立に事業所を紹介し利用者およびご家族に説明し選択して頂き利用者から文書により同意を得ます。サービス担当者会議を開催して作成することもあります。

(3) 経過観察・連絡調整と再評価

利用者の方やご家族と毎月連絡を取り、利用者の状態やサービスの利用状況について把握します。同時にサービス事業者より実施状況を把握し、必要な連絡調整を行ないます。状態の変化や利用者の希望に応じて、居宅サービス計画の変更や要介護認定の再申請のお手伝いをいたします。

(4) 施設入所への支援

利用者が介護保険施設の利用を希望したときは、施設の紹介をする等のお手伝いを行ないます。

(5) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合や、当事業所がその必要性を判断したときは、双方で話し合い、ご了解を受けた後、居宅サービス計画を変更いたします。

(6) 給付管理

居宅サービス事業者より実施状況を把握し、それに基づいて毎月給付管理票を作成した後、岐阜県国民健康保険団体連合会へ提出いたします。

## 4. 利用料金

(1) 利用料

要介護として認定された方は、介護保険で全額給付されますので自己負担はありません。

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、下記の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日、市等の担当窓口に提出しますと全額払い戻し受けることができます。

	要介護 1～2	要介護 3～5
居宅介護支援費（I）	1 0 0 0 0 円／月	1 3 0 0 0 円／月
居宅介護支援費（II）	5 0 0 0 円／月	6 5 0 0 円／月
居宅介護支援費（III）	3 0 0 0 円／月	3 9 0 0 円／月
初回加算	3 0 0 0 円／月	
特定事業所加算（I）	5 0 0 0 円／月	
特定事業所加算（II）	3 0 0 0 円／月	
入院時情報提供加算（I）	2 0 0 0 円／月（病院または診療所へ訪問して職員に情報提供）	
入院時情報提供加算（II）	1 0 0 0 円／月（病院または診療所職員への情報提供）	

退院・退所加算	3 0 0 0 円／月
認知症加算	1 5 0 0 円／月
独居高齢者加算	1 5 0 0 円／月
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3 0 0 0 円／月
複合型サービス事業所連携加算	3 0 0 0 円／月
緊急時等居宅カンファレンス加算	2 0 0 0 円／月

基本単位50%減算	運営基準に沿った居宅介護支援を1ヶ月実施していない場合
基本単位請求不可能	(基本単位50%減算) の状態が2ヶ月以上継続の場合

\*居宅介護支援費（I）：事業所一人あたりの取扱件数が40件未満

\*居宅介護支援費（II）：事業所一人あたりの取扱件数が40件以上60件未満において40件以上の部分

\*居宅介護支援費（III）：事業所一人あたりの取扱件数が60件以上である場合において60件以上の部分

\*初回加算：新規に居宅サービス計画を作成した場合、または要介護状態区分が2段階以上変更の場合加算する。

\*特定事業所加算：別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。（I）5 0 0 0 円／月 （II）3 0 0 0 円／月

\*入院時情報提供加算（I）病院または診療所に訪問し、当該病院または診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合加算する。

\*入院時情報提供加算（II）病院または診療所に訪問する以外の方法により、当該病院または診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している場合加算する。

\*退院・退所加算：病院もしくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設（法第8条第21項に規定）もしくは介護保険施設（法第8条第24項に規定）に入所していた者が退院し、その居宅において居宅サービス（法第8条第1項に規定）又は地域密着型サービス（法第8条第14項に規定）を利用する場合において、当該利用者の退院または退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行なった場合（同一の利用者について、当該居宅サービスまたは及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行なう場合に限る。）には、入院または入院期間中につき

3回を限度として加算する。ただし初回加算を算定する場合は加算しない。

\*認知症高齢者加算：日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症（法第5条2規定）の利用者に対して指定居宅介護支援を行なった場合に1月につき加算する。

\*独居高齢者加算：独居の利用者に対して指定居宅介護支援を行なった場合に1月につき加算する。

\*小規模多機能型居宅介護事業所連携加算：利用者が指定小規模多機能型居宅介護（平成18年厚生労働省令第34号第62条規定）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定）に提供し、指定小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

\*複合型サービス事業所連携加算：利用者が指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第170条に規定）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定複合型サービスを提供する指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定）に提供し、当該指定複合型サービス事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定複合型サービス事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

\*緊急時等居宅カンファレンス加算：病院または診療所の求めにより、当該病院または診療所の医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行なった場合、利用者1人につき1月に2回を限度として加算する。

## （2） 交通費

前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費を頂くことがあります。

事業実施地域を越した所から、片道の距離1kmあたり100円

## （3） 解約料

利用者はいつでも文書により契約を解約することができ一切料金はかかりません。

## （4） 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

# 5. サービスの利用方法

## （1） サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

## （2） サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）もしくは要支援1及び2と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行ないます。
- ② 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行なうとともに、適切かつ公正中立な援助を行ないます。
- ③ 関係区市町村、地域の保健医療および福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 職務上知り得た情報は、正当な理由なく第三者に提供しません。

(2) サービス利用のために

- ① 介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。
- ② 介護支援専門員への研修については内外の研修に参加させております。

## 7. サービス内容に関する苦情

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は事業所の定めるサービス提供責任者か下記窓口

でお申し出下さい。

「社会福祉法人同朋会サービス点検調整委員会」

委員長	河合 良房	(河合法律事務所 弁護士)
場 所	岐阜県山県市藤倉84 伊自良苑ふれあいホーム1F	
受付時間	毎週月曜日～金曜日	9：00～17：00
電 話	0581-36-0050	
その他	意見箱を各事業所に設置	

行政機関その他苦情受付機関

山県市役所健康介護課 所在地 山県市高木1000-1

電話番号 0581-22-6838

受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

国民健康保険団体連合会 所在地 岐阜市下奈良 県シンクタンク内

電話番号 058-275-9820

受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

岐阜県社会福祉協議会 所在地 岐阜市下奈良2-2-1 県福祉会館内

電話番号 058-273-1111

受付時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

#### 8. 当事業所の概要

法人名称 社会福祉法人同朋会

代表者 理事長 井上 悟

法人本部所在地 〒501-2101 岐阜県山県市大桑3615-1

電話番号 0581-22-6003

法人設立 平成8年5月1日

施設等（種別） 特別養護老人ホーム 椿野苑（介護老人福祉施設）  
椿野苑ショートステイ（短期入所生活介護事業所）  
椿野苑デイサービスセンター（通所介護事業所）  
同朋会在宅介護支援センター（居宅介護支援事業所）

平成 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を行ないました。

#### 事業者

所在地 〒501-2101 岐阜県山県市大桑3615番地1

名 称 社会福祉法人同朋会 同朋会在宅介護支援センター

説明者 氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受けるとともに、それらの事項につき同意します。

利用者 住 所

氏 名

印

代理人 住 所

氏 名

印

利用者との関係